平成２６年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　平成２６年９月１２日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成２６年９月１２日（金）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１８名）

議長	中　村　　勤　君	副議長	慶　徳　宏　昭　君
１番	小　菅　巻　子　君	２番	中　井　元　信　君
３番	繁　政　秀　子　君	４番	益　田　芳　子　君
５番	山　口　晃　司　君	６番	上　原　　貢　君
７番	海　渡　弘　信　君	８番	西　　友　幸　君
１１番	山　西　忠　次　君	１２番	木　田　圭　司　君
１３番	力　山　　彰　君	１４番	岩　竹　博　明　君
１５番	加　島　久　行　君	１６番	中　村　武　弘　君
１７番	梶　川　三樹夫　君	１８番	林　　淳　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸報告

（１）議長報告

（２）常任委員会委員長報告

（３）議会運営委員会委員長報告

（４）議会報特別委員会委員長報告

（５）監査委員報告

４　町長報告

・行政報告

・報告第１８号　専決処分の報告について

・報告第１９号　専決処分の報告について

・報告第２０号　平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

５　第３６号議案　平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）

６　第３７号議案　平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

７　第３８号議案　平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

８　第３９号議案　平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

９　第４０号議案　平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

１０　第４１号議案　府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

１１　第４２号議案　府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

１２　第４３号議案　府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１３　第４４号議案　府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１４　第４５号議案　安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について

１５　第４６号議案　町道路線の認定について

１６　第４７号議案　平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町長	和多利　義之	君
副町長	佐藤　信治	君
教育長	高杉　良知	君
企画財政部長	高石　寛智	君
総務部長	寺尾　光司	君
福祉保健部長	末釜　由紀夫	君
生活環境部長	梶川　幸正	君

建設部長	河中健治君
向洋駅周辺区画整理事務所長	土手澄治君
消防長	中川和幸君
教育部長	金藤賢二君
福祉保健部次長	立石佳之君
生活環境部次長	坂本雅司君
建設部次長兼監理課長	和田敏信君
消防本部次長	佐々木和也君
教育次長	野津田隆利君
企画課長	井上貴文君
財政課長	増田康洋君
総務課長	榎並隆浩君
福祉課長	新見公平君
子育て支援課長	山西仁子君
保険年金課長	金川秀之君
健康推進課長	長西弘子君
町民生活課長	金光一隆君
都市整備課長	脇本哲也君
建築課長	藤原進吾君
総務課長（教委）	森本雅生君
社会教育課長	池口豊記君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

８．職務のために会議に出席した者

議会事務局長	花田智史君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９．議事の内容

（開会　午前　９時３４分）

○議長（中村　勤君）　ただいまの出席議員１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２６年第３回府中町議会定例会第１日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、６番上原議員、７番海渡議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第２、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２５日までの１４日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から９月２５日までの１４日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

６月定例会以降、８月７日に広島県町議会臨時議長会に出席いたしました。

この中で、前回報告の中にありました議員が亡くなられたことによる功労金について、規定の一部を改正を行い、弔意功労金の額についてはその方の議員年数を基準に当てはめ、役員会で定めることとなりました。

基準は、議員年数４年未満の５０万円から１２年以上１５０万円までの４段階が定められております。

そのほか、平成２５年度一般会計歳入歳出決算の認定などが行われております。

次に、８月２２日には、皆様も参加されました広島県町議会議長会の主催する議員

研修会に出席いたしました。

午前中は、京都大学の岡田教授による「道州制論・自治体消滅論に対抗して、いかに地域を再生するか」と題した講演を、午後からは政治ジャーナリストの泉宏氏の「改造、北朝鮮、消費税、順風安倍政権も秋は正念場」と題した講演を受けました。いずれも皆様とともに参加した研修会でありますので、詳細な報告は省略させていただきます。

最後に、８月２０日未明に発生し大変な被害をもたらしました広島市の土砂災害に対し、広島県議長会では２０万円を義援金とすることとし、９月２日に支出したとの連絡がありましたので、議員の皆様に御報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

まず最初に、総務文教委員会、中村武弘委員長、お願いいたします。

１６番中村武弘議員。

○１６番（中村武弘君）　改めて、皆さんおはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、９月１日に委員会並びに協議会を開催しました。

委員会では、教育委員会の事務の点検、評価についての報告書が提出されましたが、参考資料としての配付のみにとどめ、委員外議員の皆さんにもメールボックスに配付させていただきました。参考にしていただければと思います。

協議会につきましては、９月定例会に向けた案件の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　次に、厚生委員会、梶川委員長、お願いします。

１７番梶川委員長。

○１７番（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をいたします。

厚生委員会では、６月定例会以降、９月２日に委員会及び協議会を開催いたしました。

内容につきましては、定例会前ということで、協議会において提出予定の案件についての説明を受けました。

なお、６月定例会以降、本委員会に付託された案件はございません。

以上、簡単ですが、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　次に、建設委員会、木田委員長、お願いいたします。

１２番木田委員長。

○１２番（木田圭司君）　皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、９月３日に委員会並びに協議会を開催しております。

委員会では、建設事業に関する事務調査ということで、工事請負契約及び変更契約の締結について報告を受け、また山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、事業の進捗状況について説明を受けております。

また、協議会につきましては定例会案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

簡単ですが、以上で建設委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　次に参ります。

議会運営委員会、益田委員長、お願いします。

４番益田委員長。

○４番（益田芳子君）　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降は、一昨日９月１０日に議会運営委員会を開催しております。

委員会においては、今定例会の運営についてということで、６月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

また、この日の委員会では、各常任委員会において御一任いただきました後期高齢者医療広域連合議会の議員任期について審議を行い、府中町議会の人事任期と同じく２年とし、申し合わせることを決定しております。

あわせてこの日の委員会では、副議長の任期は２年という申し合わせに対し、長いのではないかとの意見が出され、出席しておられました議長から今定例会の会期中に全員協議会を開催し、皆さんにお諮りしたいとの意向がありました。

なお、委員から議員の自主的な解散について研究したいとの要望がありましたので、これを行いました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　ただいまの議会運営委員会委員長の報告にもありましたように、本定例会の会期中、９月１７日の一般質問終了後に全員協議会の開催を予定しております。

なお、これにつきましては、後ほど招集通知を休憩時間中に配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会報特別委員会、山口委員長、お願いいたします。

５番山口委員長。

○５番（山口晃司君）　皆さん、おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、議会報特別員会は７月１０日、１７日と、昨日９月１０日の３回開催しております。

７月１０日の委員会では、議会だより第１３４号の編集として、原稿校正と写真調整を行いました。

７月１７日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行い、発行前の調整を行っております。

昨日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第１３５号の編集に向け、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

また、改選前の最後の委員会となるため、改選後の委員会に引き継ぐ申し送り事項について協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　次に、監査報告をお願いします。

１８番林監査委員。

○１８番（林　　淳君）　監査委員報告を行います。監査委員の林です。

それでは、監査報告をいたします。

まず、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成２６年５月分を平成２６年６月２６日に、平成２６年６月分を平成２６年７月１８日に、平成２６年７月分を平成２６年８月１５日にそれぞれ実施いたしました。

なお、５月分の出納検査につきましては、代表監査委員が選任されていませんでしたので私が実施し、以後の出納検査につきましては、代表監査委員土井精二及び監査委員林淳の両名が実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、平成２６年７月１１日付で町長から審査に付されました地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定に基づく平成２５年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査については、平成２６年７月１８日から８月２２日まで、また平成２６年８月１日付で町長から審査に付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づく平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、平成２６年８月４日から８月２２日まで、代表監査委員土井精二及び監査委員林淳の両名が審査を行い、いずれも８月２７日に審査意見書を町長に提出いたしました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　義援金の問題なんですが、広島県議長会として２０万円義援金を送ったという話でしたが、それはどういうような基準でどのようにして決まって送られたのか。誰がどういうふうにして義援金ね、議長会で。ほいじゃから、うちの議長も行って、府中町では平均４万円なら４万円、それでいいだろうというふうな話があったのか、ないのか、それどうやって決まったのか、もっと詳しく。

○議長（中村　勤君）　お答えします。

決めたのは、緊急役員会を開きまして、会長、副会長、それから監査というのが三役なんですが、その三役が集まって決めたということでございます。東北大震災のときも同額２０万円を寄附しておると聞いております。

以上でございます。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　東北のときにも２０万円。今回は我が県広島県で起きたことですので、私たち婦人会でも、私ら婦人会の団体でも役員で１０万円寄附、義援金を送らせてもらいました。ですから、私はやっぱり広島で起きたことだから、東北のとき２０万円だったんだから今回も２０万円でいいだろうではなくて、議長さんが出席さ

れていないのでその話はできなかったんかわかりませんが、何かのときに一言言っといてください。地元で起きたときぐらいは、もう少し議長会としてしっかり応援ができるようにしてほしいという意見があったということを言っといていただきたいと思います。

○議長（中村　勤君）　機会があれば私のほうからその旨申し上げて、そういう御意見もあったということで申し上げておきます。

それ以外に議長報告に対して御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対し質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君）　改めて、皆さんおはようございます。いよいよきょうから９月定例議会の開会をお願いをいたしたということで、先ほどは日程を２５日までの暦日で１４日間と決めていただきました。議題につきましては１８議題、町長報告も含めまして提起をするということでございます。決算の関係で長い議会になりますが、冒頭によろしく御審議方をいただきますようお願いをしておきたいと、このように思います。

それでは、報告でございますが、各常任委員会では２件と申し上げたんですが、常任委員会でも報告した案件、いわゆる広島市の土砂災害の件で動きがちょっとありましたんで、その点を報告を追加をさせていただくと、こういうことでございます。

それでは、１点目でございますが、広島土砂災害に対する支援の取り組みについてということでございます。現地への応援職員の派遣ですが、広島市から正式要請があり、９月１０日から１カ月事務職員１名を派遣することといたしました。実際に派遣する職員は、１週間交代での延べ４名とし、避難場所八木小学校の日中午前８時３０分から午後９時３０分の管理運営等の業務に携わると、こういうことでございます。

さらに、保健婦の派遣依頼もあり、９月１６日から２０日までと９月２６日から３０日までの日程でそれぞれ１名、計２名を避難所及び借り上げ住宅等に派遣し、健康チェックや健康相談などの相談管理に関する被災者支援に従事をすることとなっております。

なお、訂正が１点ございます。さきの常任委員会で応援派遣をした消防団員の数を５名と申し上げましたが、実は６名だったということで、まことに申しわけないんですが、訂正をさせていただきたいと、このように思います。これが１点目ということでございます。

それから、２点目ですが、広島県施行都市計画道路青崎池尻線整備事業に伴う南公民館の機能回復に必要な用地の取得についてと、こういうことでございますが、現在広島県において都市計画道路青崎池尻線の整備に向け、路線測量及び用地交渉を実施しているところでございますが、この事業が進みますと、府中南公民館、消防団第３分団詰所の敷地の一部が事業用地として買収され、現有施設の駐車場、駐輪場の縮小、消防団の建物移転等、その機能に支障が生じることになります。このため、これ

らの施設機能回復を含めた検討を行っていたところ、同様に青崎池尻線整備事業に伴う用地買収後の残地の売却を希望されている地権者がおられるとの情報提供が広島県西部建設事務所からございました。広島県が当該地権者の用地交渉を行うに当たり当町職員が同行をしまして意向確認をしたところ、残地の一部１６５平米でも売却を希望されるとの考え方を示されたため、府中南公民館の機能回復のために用地の取得に係る契約を９月３日に締結をさせていただいたことを報告をしたいということでございます。

買収は、言うまでもなく土地基金でさせていただくと。今回予算が出るわけじゃありませんが、今後基金から買い入れるときにまた予算が出てくるということになりますが、活用については先ほど言いましたように、南公民館の機能回復ということでございますが、南公民館入り口の再整備をする。公民館の北側に道路がありますが、あれが途中池尻青崎線のところからナックルしてこっちへ出てきますが、これを真っすぐにして、それとその周辺を再整備をするんですが、そうしますと先ほど言いましたように第３分団の詰所がございますが、これは既に買う前にお話をして、ちょうど鵜崎の公園の後ろ側にある土地に移していこうと、こういうことで話もついておるということでございまして、ざっと言えばそういうことですが、今後詳細な計画を進み次第明確なことは皆さん方に報告をさせていただくと、こういうことでございます。これが２件目でございます。

それから、３点目ですが、地域と連携した災害対策の取り組みについてということでございますが、本町の災害対策は府中町地域防災計画に基づき、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施し、町民の生命、身体及び財産を災害から守る体制を整備をしております。しかしながら、大規模な災害が発生した場合は、地域の協力による地域挙げての災害応急対策が被害の軽減に大きな力を発揮をすることになります。このことから、地域住民が自主的に連帯、協力して防災活動を行う自主防災組織結成が必要不可欠ということになります。

自主防災組織の結成状況は、現在休止をしている桃山３区町内会を除いた６７町内会中、平成２６年度現在自主防災組織を結成している町内会は６３町内会で、自主防災組織結成率は約９４％ということになります。

また、地域と協働し、さまざまな災害協力協定を締結をいたしております。府中町浸水時緊急退避協力施設協定は、府中町洪水ハザードマップで浸水想定区域となって

いる本町、鶴江地区を中心に、洪水などの際に町が開設する避難場所等へ避難の途中で浸水にさらされた場合に町民等が一時的に避難する施設として、平成２４年１１月１日付で２１カ所の協力が得られたと、建物所有者、当該地区の自主防災会、府中町の３者間で協定を結ばせていただいているということでございます。

内訳は、民間施設が２０件、公共施設が１件と、こういうことでございます。

さらに、平成２５年度に広島県が公表した津波浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップで指定されている箇所以外で網羅されていない南部地域において、マツダ病院、ベルシャトー府中、綜合エナジー株式会社の３カ所を平成２５年度に指定協定を結び、避難の支援を行うことにいたしておるということでございます。

災害時協力井戸協定は、阪神・淡路震災時に飲料水とは別に洗濯等の生活用水が不足した教訓から、平成２５年度より災害時協力井戸協定の締結を推進しております。現在８件と協定を結んでおり、さらに今後も出前講座や地区の防災訓練や避難訓練を通じて広報してまいりたいと、このように思っておるということでございます。

また、災害時における防災活動協力協定を現在民間の大手スーパーチェーン２社と協定を締結をいたしております。これは大規模な災害が発生したとき、避難場所、食料、生活物資などの供給に関する協定を結び、町民の避難生活の支援を行うものでございます。平成１９年４月からイオンモール広島府中と、平成２５年８月にサンリブ府中と協定を結びました。

以上の自主防災組織結成や災害協力協定締結により、防災活動、避難や避難生活の支援、協力を得ることで、減災と一刻も早い災害復旧の実現を図ることができ、地域を挙げて災害応急対策に全面協力をしていただくことで、府中町の災害対策に大きな力を発揮するものと考えておるということでございます。今までその内容を議員の皆さん方に報告をしておりませんので、その間の経緯をこの際報告をさせていただきたいということでございまして、今後ともにさらなる地域との連携を図り、協力体制の充実に努めてまいることも一言申し添えておきたいということでございます。

以上３件でございます。

○議長（中村　勤君）　ただいまの行政報告に対し質問のある方。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　先週の日曜日ですね、南小学校線のちょっと地主さんとの立ち会いをしたわけなんですが、町のほうから多分６人言われたか、８人言われたか、出

席者がありました。調査会社も復建さんともう一社、４名ぐらい出ておられたと思うんですよね。それに地主さんが立ち会うわけです。地主とか家主がですね。そうすると、あの線すごく車が多いわけなんですよね、道路が狭くて。私、かなりいろんな人が多く、町内会長も来とりましたが、私もおりまして、ちょっとガードマンでもつけたらどうかと思ったんですが、非常に交通量の多い中で十数名が立ち会いして移動するわけなんですよね。町長、先ほどそういう説明会ということ言われましたので、それだったらガードマンぐらいつけたらどうなんかと、危ないところでもし何かあったときには、行政は責任とらにゃいけんのじゃないかと思うんですよね。そこらについてまたお願いしたいのと、ちょっと委員会で消防のことで副町長を委員長として内部監査をするという、委員会のことなんですがちょっと言われましたので、そこらのこともちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（中村　勤君）　西議員、町長報告ですから、町長に対しての今の報告に対しての。

○委員（西　友幸君）　じゃあ、最初だけで。

○議長（中村　勤君）　答弁。

町長。

○町長（和多利義之君）　今のおっしゃるのは議長からもありましたが、南小学校青崎東線の境界立ち会いということだと思いますが、確かに実態は西議員がおっしゃるので大変危険だったということだと思うんですが、それはお話を聞きまして、町の担当者もおるはずですから、そこらもどうすべきかということで検討はしてみたいと、こういうことと。何かお答えありますか。ほいじゃあ、あと補足をしてもらう。

委員会の話については、こないだの副町長が委員長になるっていうのは、私もちょっと中身がよくわかりませんので、これは副町長のほうから補足を。

○議長（中村　勤君）　町長報告ですから。

○町長（和多利義之君）　いやいや、今のも町長報告じゃない。実際は両方ともそうなんですが、せっかくの機会じゃけ親切にお答えしようかのというのがあるんです。今後は気をつけてくださいよと、こういうことになれば私はいいんじゃないかと、こう思うんですが、ほいじゃその分だけということでひとつ、また内々でお話しするということでお許しをいただければと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第１８号、専決処分の報告について、お願いします。

町長。

○町長（和多利義之君）　報告第１８号　平成２６年９月１２日提出。

専決処分の報告について。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、平成２６年７月１６日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正をするものでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　皆さん、おはようございます。建設部長です

それでは、報告第１８号、専決処分の報告について補足説明いたします。

改正の趣旨でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の題名が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたため、法律名を引用している条文の改正を行うものでございます。

本法律の改正内容は、中国残留邦人等が永住帰国する前に既に婚姻関係にあった配偶者を特定配偶者と定義し、中国残留邦人等本人の死亡後に自立した生計の維持が難しい特定配偶者に対する支援措置が追加されたものでございます。

この法改正に伴う町営住宅に係る影響としまして、府中町営住宅設置及び管理条例

第６条第２項第５号に規定する町営住宅の応募時の単身世帯での入居可能要件について、中国残留邦人等本人のほか、当該本人の配偶者から特定配偶者へ変更されたものであり、これは法律改正によるものであり、町独自の判断は伴いません。

この条例は、平成２６年１０月１日から施行するものとし、法令の改廃に伴い引用する条文の整理であり、かつ町独自の判断を伴わない条例の改正であるため、地方自治法第１８０条第１項の規定による長の専決処分を平成２６年７月１６日に行っているものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（中村　勤君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

１７梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君）　ちょっと参考までに聞きたいんですが、府中町内にこの中国残留邦人の方がおられるのかどうか、何人おられるか聞きたいと思います。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　大変申しわけありません。ちょっと今数を把握できておりませんので、また後ほど御報告させていただければと思います。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、報告第１８号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第１９号、専決処分の報告について、報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　報告第１９号　平成２６年９月１２日提出。

専決処分の報告について。

府中町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について、平成２６年７月２８日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律第２条（母子及び寡婦福祉法の一部改正）の施行に伴い、府中町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正をするものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　福祉保健部長でございます。報告第１９号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されることとなります。

その改正内容は、ひとり親家庭への支援体制の充実とともに、法律の名称が従来の母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められるものでございます。

府中町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正では、条文中に引用しております法律の名称を改めるとともに、父子の定義に係る条文を整理させていただいたものでございます。

条例改正の施行日は、法改正の施行日に合わせて平成２６年１０月１日としております。

本件条例改正を専決処分させていただいた理由は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第１項で規定されている法令の改廃に伴い引用する条番号等、もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当する事項であることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をさせていただき、同条第２項の規定により本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分を行った日は平成２６年７月２８日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（中村　勤君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　現に婚姻いうて、その後に括弧して婚姻の届けをしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むとありますが、これ大体例えば同棲とかそういったことを言われてるんだろうと思うんですが、期間とか、例えば、ほいじゃあ１週間とか、１カ月とか、明確な規定はないわけですよね。それ、どのように判断されて考えられとるんですかね。回答をお願いします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　福祉保健部長でございます。いわゆる事実婚、戸籍上の届けをしないけれども事実婚の関係にあるものというものも、婚姻関係と同様に扱うようなところがさまざまなところでございます。例えば、税の扶養の場合には事実婚が優先しますので、戸籍上の婚姻関係がないと扶養関係はこれは成立いたしませんが、社会保険の扶養については、事実婚をある程度容認をしておるようなところがございます。

じゃあ、これをどのような基準で事実婚というふうに認めるかという明確なものは、期間がこれぐらいであればというふうに明確に示されたものは実はございません。本人の申し出ということにもなってくるとは思うんですが、戸籍における婚姻関係を解消するのにはそれなりの大変ストレスを感じる手続が必要になってくるわけですが、いわゆる今の時代によくある同棲というのを解消するというのは、戸籍上の婚姻関係を解消するほどのストレスを感じるものではないと思いますので、相当強い御近所でも御夫婦と認められておるであるとかというふうな関係が、生計の関係があるというところまでいかないと、いわゆる事実婚というのは難しいんじゃないかと思っております。明確な基準がなくて大変申しわけないんですが。

○議長（中村　勤君）　よろしいですかね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、報告第１９号、専決処分の報告についてを終わります。

続いて、報告第２０号、平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

の報告について、報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　報告第２０号　平成２６年９月１２日提出。

平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により報告する。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　おはようございます。企画財政部長です。

報告第２０号、平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査意見を付して議会に報告を行うものです。

それでは、裏面をごらんください。

１、平成２５年度決算健全化判断比率です。４つの指標あります。

最初に、実質赤字比率です。これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を町の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模で除したものです。平成２５年度決算では赤字額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、連結実質赤字比率です。これは町の全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。平成２５年度決算では、全会計ともに赤字額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、実質公債費比率です。これは公債費や算定ルール上公債費に準ずるとされる経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの過去３カ年間の平均値です。対象として、一般会計の公債費や下水道事業特別会計への公債費に対する繰出金、一

部事務組合への公債費に対する負担金などが計上されております。指数は１３．９％となりました。前年度が１３．５％ですので、０．４ポイント上昇しております。

主な要因としては、債務負担行為における公債費相当額の増加によるもので、学校施設耐震化事業費が増加したことなどが上げられます。

続いて、将来負担比率です。これは町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から負債の償還に充当可能な基金などの額を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものです。対象として、一般会計の地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当負担見込み額などが計上されております。指数は１４８．２％となりました。前年度が１５９．５％ですので、１１．３ポイント下がっております。

主な要因としては、下水道事業における地方債残高の減少に伴い、下水道事業特別会計への繰り出し見込み額が減少したことなどが上げられます。

次に、２、平成２５年度決算資金不足比率です。これは下水道事業特別会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率をあらわしたものです。平成２５年度決算では赤字額はありませんので、指数は「－」で表示しております。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれ各指標の下の欄に記載しており、いずれの指数も下回っております。

監査委員からは、別添の審査意見書のとおり、いずれの比率も早期健全化基準を下回って健全な地方公共団体であり、関係法令に示す基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認されたという審査意見をいただいております。

審査意見書の中に算定基礎数値や算定式などが記載されておりますので、御参照ください。

以上で平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての補足説明を終わります。

○議長（中村　勤君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、報告第２０号、平成２５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ここで休憩をいたします。再開は４５分といたします。休憩。

（休憩　午前１０時３２分）

（再開　午前１０時４５分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第５、第３６号議案、平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３６号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）

平成２６年度府中町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，４０７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５５億３，４８８万５，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３６号議案、平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）を補足して説明いたします。

それでは、第１条について、歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

６ページをお開きください。歳入です。

款　国庫支出金、項　国庫補助金、目　民生費国庫補助金、臨時福利給付等補助金は、消費税等の引き上げに際し、低所得者の負担緩和を目的として歳出民生費に補正計上している臨時福祉給付金事業に係る特定財源で、６９８万円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

次に、子育て世帯臨時特例給付等補助金は、消費税等の引き上げに際し、子育て世帯の負担緩和を目的として歳出民生費に計上している子育て世帯臨時特例給付事業に係る特定財源で、７１１万円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

次に、保育緊急確保事業費補助金は、保育士の人材確保対策を目的として歳出民生費に補正計上している保育士等処遇改善臨時特例事業に係る特定財源で、１，５２４万９，０００円の増額補正です。補助率は４分の３です。

次に、目　教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金は、幼児教育の保護者負担の軽減を目的として歳出教育費に補正計上している私立幼稚園就園奨励等事業に係る特定財源で、４４５万８，０００円の増額補正です。補助率は３分の１以内とされております。

次に、項　国庫委託金、目　民生費委託金、基礎年金等事務費委託金は、システム修正業務として歳出民生費に補正計上している国民年金事務事業に対し、経費全額が交付されるもので、７６万５，０００円の増額補正です。

次に、款　県支出金、項　県補助金、目　民生費県補助金、保育緊急確保事業費補助金は、国庫支出金と同様、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る特定財源で、２５４万１，０００円の増額補正です。補助率は８分の１です。

次に、７ページです。

款　繰入金、項　基金繰入金、目　財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、３，４４６万３，０００円の増額補正です。

次に、款　繰越金、項　繰越金、目　繰越金、繰越金は、平成２５年度一般会計の歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算剰余金を繰り越すもので、１，２５１万３，０００円の増額補正です。

８ページからは歳出です。

款　総務費、項　総務管理費、目　財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、平成２５年度の一般会計等の決算剰余金について、法令に基づきその２分の１相当額を財政調整積立基金積立金として積み立てるもので、６２８万１，０００円の増額補正です。

次に、９ページです。

款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費、国民健康保険特別会繰出金事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金として必要な一般財源１，７０３万１，０００円を増額補正するものです。

次に、臨時福祉給付金事業は、臨時福祉給付金として６９８万円を給付する増額補正です。平成２６年７月１日から当該給付金の申請の受け付けを開始したところですが、対象者及び加算対象者を合わせ、当初予算の１万１，５００人に対し５７６人上回り、１万２，０７６人の見込みとなっております。

次に、目　老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金として必要な一般財源４４万９，０００円を増額補正するものです。

次に、目　国民年金費、国民年金事務事業は、国民年金システム修正業務委託料７６万５，０００円の増額補正です。法令の制定により、所得が一定の基準を下回る老齢基礎年金等の受給者に対し、年金生活者支援給付金を支給する事業が来年度から実施される予定です。そのため、町が保有する所得情報等を給付金の支給事務を行う日本年金機構が継続的に把握する仕組みを構築する必要があり、システム改修を行うものです。

次に、１０ページです。

項　児童福祉費、目　児童措置費、子育て世帯臨時特例給付事業は、子育て世帯臨時特例給付金として７１１万円を給付する増額補正です。先ほどの臨時福祉給付金同様、平成２６年７月１日から当該給付金の申請の受け付けを開始したところですが、対象児童数が当初予算の６，１５１人に対し７１１人上回り、６，８６２人の見込みとなっております。

次に、目　保育所費、保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士の人材確保対策の一環として保育士の処遇改善に取り組む保育所へ補助金を交付し、保育士の確保を進

めるもので、町内私立保育園６園に対し保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として総額２，０３３万２，０００円を補助する増額補正です。

次に、款　衛生費、項　保健衛生費、目　予防費、予防接種事業は、法令改正により、幼児が対象の水ぼうそうと高齢者が対象の肺炎球菌の予防接種が平成２６年１０月１日から定期接種化されることとなったため、各種予防接種委託料として１，７５０万円を増額補正するものです。

内訳は、水ぼうそう予防接種が１，２００万円、肺炎球菌予防接種が５５０万円です。

なお、肺炎球菌予防接種は、同じく高齢者が対象のインフルエンザ予防接種と同様、被接種者の一部負担を予定しております。

また、現在町独自の事業として行っている肺炎球菌予防接種に係る助成制度は、廃止する予定です。

次に、１１ページです。

款　土木費、項　都市計画費、目　公共下水道費、下水道事業特別会計繰出金事業は、下水道事業特別会計の補正に伴い、下水道事業特別会計繰出金を１，０９０万円減額補正するものです。

次に、款　教育費、項　幼稚園費、目　幼稚園費、私立幼稚園就園奨励等事業は、国において低所得世帯、多子世帯の保護者負担の軽減拡充などが盛り込まれた要綱改正が行われ、補助単価が引き上げられたことに伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金として１，８５３万１，０００円を増額補正するものです。

次に、３ページにお戻りください。

第２条について、第２表債務負担行為補正により説明いたします。

追加としまして、小学校給食調理業務委託料は、現在府中小学校、府中中央小学校、府中北小学校の３校で実施しております給食調理業務の委託を平成２７年度以降府中南小学校、府中東小学校にも拡大し、小学校全５校で実施するに当たり、今年度から業者選定等の諸準備が必要なため、債務負担行為を設定するものです。

期間は平成２６年度から平成２９年度まで、限度額は２億５，８２０万７，０００円です。

年度別の内訳は、平成２７年度が８，７２７万２，０００円、平成２８年度が８，６２０万７，０００円、平成２９年度が８，４７２万８，０００円です。

以上が平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は歳出から款ごとに進めてまいります。

８ページの総務費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、次に９ページ、１０ページの民生費で質疑ございますか。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　子育て世帯臨時特例給付事業ですけども、平成２６年７月１日６，１５１人、プラス７１１人と言われました。この７１１人は対象外だったわけですか、それとも漏れていたわけですか、それが１点と、申請されておられますけども、今現在その申請されたパーセント、わかりましたら教えてください。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず、１点目なんですけれども、７１１名の増加というところなんですが、今回の子育て世代臨時特例給付金の人数想定をするに当たりまして、国の計算式を使ったんですけれども、児童手当の現在受給されている児童数のうち、課税対象者に扶養されている児童の割合は８割という国の算式がございまして、そちらで計算させていただいてもともとの人数を想定していたんですけれども、それによりますと１，４８７人が課税対象者に扶養されていない児童ということで差し引きさせていただいてたんですが、実際は申請状況により児童手当受給者児童数の１割程度の８２７人ぐらいになる見込みでしたので、その差額分をふやさせていただいたというのが主な原因でございます。

２番目の質問なんですけれども、８月末現在で勧奨通知のほうを４，０４７件出させていただいてたんですが、今申請率は８７．１％でございます。

以上です。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　１０ページの２項目めの保育所費の中の処遇改善のことについてなんですが、２，０３３万２，０００円の増額補正なんですけど、これは対象者はどういう人たちなのか。例えば、実際には栄養士さんなんかもいらっしゃるでしょうから、保育士さんだけでなくて。そういう意味で対象はどういう人たちが対象になってるんだろうかっていう１点。あわせて対象者数、数ですね。人数を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　保育士等処遇改善臨時特例事業の対象者は保育士だけではなく、常勤の保育士だけでなくパートも大丈夫なんですけれども、あと事務職員、調理員等も対象になります。４月１日現在に雇われているというか、雇用条件のある方が対象になるんですけど、約２００名というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に移ります。

１０ページの衛生費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、次に移ります。

１１ページの土木費で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、次に参ります。

同じく１１ページの教育費、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、次に参ります。

６ページから７ページでの歳入で質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、３ページの第２表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第５、第３６号議案、平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第５、第３６号議案、平成２６年度府中町一般会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に行きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第６、第３７号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３７号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，３３２万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億２，９００万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明は、引き続き企画財政部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３７号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。歳入です。

款　療養給付費等交付金、項　療養給付費等交付金、目　療養給付費等交付金、過年度分は、平成２５年度の療養給付費等交付金の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるもので、５７６万１，０００円の増額補正です。

次に、款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、１，７０３万１，０００円の増額補正です。

次に、款　繰越金、項　繰越金、目　繰越金、繰越金は、平成２５年度の国民健康保険特別会計の決算剰余金を繰り越すもので、５３万円の増額補正です。

６ページからは歳出です。

款　後期高齢者支援金等、項　後期高齢者支援金等、目　後期高齢者支援金、後期高齢者支援金事業は、今年度の社会保険診療報酬支払基金からの通知額が当初予算額を上回ったので、後期高齢者支援金として不足額２４万２，０００円を増額補正するものです。

次に、款　前期高齢者納付金等、項　前期高齢者納付金等、目　前期高齢者納付金、前期高齢者納付金事業は、今年度の社会保険診療報酬支払基金からの通知額が当初予算額を上回ったので、前期高齢者納付金として不足額３万６，０００円を増額補正するものです。

次に、７ページです。

款　基金積立金、項　基金積立金、目　国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、平成２５年度の決算剰余金について、法令に基づきその２分の１相当額を国民健康保険基金積立金として積み立てるもので、２６万５，０００円の増額

補正です。

次に、款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金、目　償還金、療養給付費等負担金返還事業は、平成２５年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、療養給付費等負担金返還金として国に返還するもので、２，２７７万９，０００円の増額補正です。

以上が平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は５ページから７ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第６、第３７号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第６、第３７号議案、平成２６年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第７、第３８号議案　平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３８号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細については、引き続き企画財政部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３８号議案、平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

それでは、第１条について、歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。歳入です。

款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　一般会計繰入金、一般会計からの繰入金は、本補正予算で不要となった繰入金１，０９０万円を減額補正するものです。

次に、款　町債、項　町債、目　事業債、流域関連公共下水道事業債は、事業費の増額はありませんが、起債算定の精査により充当が可能となった額１，０９０万円について増額補正を行うものです。

６ページは歳出です。

款　総務費、項　下水道管理費、目　公共下水道管理費、公共下水道改修等事業は、財源振替のみを行うもので、補正額はありません。

次に、２ページにお戻りください。

第２条について、第２表、地方債補正により説明いたします。

変更としましては、下水道事業について限度額を４億８，９１０万円から５億円に１，０９０万円増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更はありません。

以上が平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は５ページから６ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、次に２ページの第２表、地方債補正について質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第７、第３８号議案、平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第７、第３８号議案、平成２６年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第８、第３９号議案、平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第３９号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９８５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７億７，８０６万４，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

詳細についての説明は、続いて企画財政部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第３９号議案、平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。歳入です。

款　県支出金、項　県負担金、目　介護給付費負担金、過年度分は、平成２５年度の介護給付費の精算に伴い、県から追加交付を受けるもので、２０５万２，０００円の増額補正です。

次に、款　繰入金、項　基金繰入金、目　介護給付費準備基金繰入金、介護給付準備基金繰入金は、本補正予算で必要な財源を措置するもので、７３３万６，０００円の増額補正です。

次に、款　繰越金、項　繰越金、目　繰越金、繰越金は、平成２５年度の介護保険特別会計の決算剰余金を繰り越すもので、４６万５，０００円の増額補正です。

６ページは歳出です。

款　基金積立金、項　基金積立金、目　介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、平成２５年度の決算剰余金について、法令に基づき、その２分の１相当額を介護給付費準備基金積立金として積み立てるもので、２３万４，０００円の増額補正です。

次に、款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金、目　償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成２５年度の介護給付費や地域支援事業費などの精算に伴い、過年度分償還金として国や県などに返還するもので、９６１万９，０００円の増額補正

です。

以上が平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対して質疑を行いますが、質疑は５ページから６ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第８、第３９号議案、平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第８、第３９号議案、平成２６年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第９、第４０号議案、平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４０号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２６年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億８３８万６，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　和多利義之

補正予算最後になります。続いて企画財政部長が補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第４０号議案、平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入から事項別明細書により説明いたします。

５ページをお開きください。歳入です。

款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　事務費繰入金、事務費繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、４４万９，０００円の増額補正です。

次に、款　繰越金、項　繰越金、目　繰越金、繰越金は、平成２５年度の後期高齢者医療特別会計の決算剰余金を繰り越すもので、４万５，０００円の増額補正です。

６ページは歳出です。

款　諸支出金、項　償還金及び還付加算金、目　償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成２５年度健康診査事業等の精算に伴い、過年度分償還金として後期高齢者医療広域連合に返還するもので、４９万４，０００円の増額補正です。

以上が平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は５ページから６ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第９、第４０号議案、平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第１号）について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第９、第４０号議案、平成２６年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１０、第４１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４１号議案　平成２６年９月１２日提出。

府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について。

府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、広島県福祉医療費公費負担事業費助成金交付要綱の改正に伴い、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　福祉保健部長でございます。第４１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

府中町乳幼児等医療費助成制度は、養育者、一般的には親でございますが、養育者の所得が一定額未満である場合に乳幼児等の医療費の自己負担分を助成する制度で、未就学児の場合には通院も入院も対象となりますが、小学生の場合には入院のみが対象となっております。この事業を実施するに当たりまして、広島県からは県制度の範囲内の経費について、２分の１の補助金が交付されます。今回、御提案させていただ

きます議案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、町条例の一部改正を行う必要が生じたものでございます。

改正内容について御説明させていただきます。

乳幼児等医療費助成制度の対象となるか否かの判断を行うためには、養育者の所得を審査する必要がございます。改正前の条例では、１月１日から５月３１日までの間に生まれた子の場合には、前々年の所得で審査を行い、６月１日から１２月３１日までの間に生まれた子の場合には、前年の所得で審査を行うこととされておりました。改正後の条例では、６月１日に生まれた子について、審査対象とする年を前年から前々年に改正するものでございます。

施行期日は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱改正施行期日に合わせて平成２６年１０月１日とさせていただいております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１０、第４１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１０、第４１号議案、府中町乳幼児等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１１、第４２号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４２号議案　平成２６年９月１２日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定をするものでございます。

詳細についての説明は、引き続き福祉保健部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第４２号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足して説明をさせていただきます。

平成２４年８月に子ども・子育て関連３法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るために、子ども・子育て支援新制度が創設されました。新制度では、子供たちのための教育、保育に係る新たな給付制度が創設され、市町村が対象事業者に対して給付費を支払うこととなります。

この条例で言うところの特定教育・保育施設とは、一定の条件を満たし、対象施設となることを希望する認定こども園、幼稚園、保育所のことです。特定地域型保育事業とは、一定の条件を満たし、対象となることを希望する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことでございます。

市町村から給付費を受ける特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業となるためには、施設、事業者からの申請に基づき、市町村の確認を受けなければなりません。市町村がこの確認を行うために必要となる施設、事業の運営に関する基準につい

ては、子ども・子育て支援法第３４条第２項及び第４６条第２項の規定により、市町村が条例で定めなければならないこととされているものでございます。

それでは、条例の概要について御説明をさせていただきます。

議案参考資料をごらんください。

本条例は、国の基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に示された従うべき基準と参酌すべき基準の区分を踏まえて制定することとなりますが、府中町では国の基準と異なる内容とする特別な事情や特性がないものと判断し、国の基準に合わせた内容とさせていただいております。

まず、（１）でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の一般原則について、第３条に規定しております。

次に、（２）です。特定教育・保育施設の利用定員について、第４条に規定をいたしております。利用定員は２０人以上とし、認定こども園、幼稚園、保育所の区分に応じ、また子供の区分ごとに利用定員を定めることとしております。

次に、（３）です。特定教育・保育施設の運営に関する基準を第５条から第３４条までに規定しております。

次に、（４）です。特定教育・保育施設が受ける特定施設型給付費に関する基準について、第３５条と第３６条に規定しております。

次に、（５）です。特定地域型保育事業の定員について、第３７条に規定しております。事業の区分に応じて事業定員が定められております。

次に、（６）です。特定地域型保育事業の運営に関する基準を第３８条から第５０条までに規定しております。

次に、（７）でございます。特定地域型保育事業が受ける特定地域型保育給付費に関する基準について、第５１条と５２条に規定しております。

最後に、施行期日でございますが、子ども・子育て支援法施行の日としておりますが、現在のところ平成２７年４月１日が予定されております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　この問題っていうのは物すごい難しくて、どういうふうに理

解したらいいかよくわからん。専門家の大学の先生に聞いてもようわからんとおっしゃいました。そもそも僕の理解で言うと、今度こういうふうに新たな制度をつくる場合に、大まかな予算として何か１兆１，０００億円必要だっていうふうに新聞報道などもあってるんだけど、実際に用意できるのは７，０００億円で４，０００億円足らん。それなのに法律をつくって強引に市町村が基準だとか保育料なんか決めなきゃいけないので、来年の４月１日施行ということになってますから、だから恐らく町の関係職員等は大変困ってるんじゃないかと思ってます。

しかも、もともと認定保育園という発想は、今幼稚園と保育所が厚生労働省、文科省、管轄が２つに分かれとるのをできれば一本化したいいうところからもう一つは目的あったんだけど、実は３つになっちゃってふえたんですね。一本化どころか３本に分裂したという、内閣府も加わったというような経過があります。そして、こういう条例が出てきてるんで、そういう背景なども考えてみると、一体どうなるんだろうというふうに私は思ってます。非常に不安を感じます。特に、やっぱり当事者の保護者ですとか、あるいは施設の人たちは大変だろうというふうに思います。

質問は、ただ１つです。もうたくさんあるんだけども１つだけ聞きますが、保育料の設定は市町村が行うということになってます。しかし、国のほうは今こういう法律を通しながら、来年の４月１日からスタートすると言いながら、実は公定価格っていう名前を呼んでるんですけど、保育料のことをね、保育料は公定価格よっていうことだけはきちんとしてるんだけど、実は決めてないんですよね。仮単価っていうことで出たままです。したがって、市町村などがそれを基準に設定すると思うんだけども、保育料等についてね、だけど仮単価だから変わるもわからないんですよね。だから、府中町が保育単価を決めなきゃいけないんだけど、一体どうやって決めるのかな。一応仮単価が出てきてるので、国のほうが出してるので、それを基準に出すのかな。そんなふうに考えてるんだけど、それは担当セクションの人に聞くんが一番いいんで、一体こういう条例が先にスタートするんだけど、保育料は幾らかわからんままとにかくスタート強引にするようなことはあってはならんのじゃないかというふうに思うんだけども、実際にいろいろ苦慮されてると思うんですけれども、一体いつごろ保育単価を示されるのか、見込みといいますか、予定といいますか、を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　ただいまの新しい制度のもとでの保育料の御質問だったと思うんですけれども、現在も保育料につきましては国が８階層設定されておりまして、その階層どおりではなくて、その階層を超えないようなところで府中町で細かく保育料のほうを設定させていただいております。

同じように、今回もまた８階層という形で国から示されると思うんですけれども、国から示されたものを見てこちらもまた、今が所得税額でかけてるんですけれども、今度が住民税のほうでかけるようになりますので、今実際に保育園に行かれている方が新制度になって過度に保育料が上がらないような設定ができないものかということで、今１人ずつに合わせて、今仮単価が出ているところを１人ずつ合わせて、新しいのになれば今の単価よりどうなっていく、保育料どうなっていくかっていうのを今試算しております。

実際に絶対皆さんが上がらないとかいうことは難しいかもしれないんですけども、できるだけ今より新しくなったためにふえるっていうことがないような単価設定ができないものか、今試算している状況でございます。在園児の皆様におかれては、来年の１月から２月ぐらいには新しい保育料が示されたらという思いで通知のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。まだ決まってないんですが、来年の１月か２月ごろまでには決めたいということでございます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ないようでございますので、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１１、第４２号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１１、第４２号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後１時、１３時から再開したいと思います。休憩

（休憩　午前１１時４６分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１２、第４３号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４３号議案　平成２６年９月１２日提出。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第６条（児童福祉法の一部改正）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長が引き続きさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第４３号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足して説明をさせていただきます。

平成２４年８月に子ども・子育て関連３法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るために子ども・子育て支援新制度が創設されました。

新制度におきまして、家庭的保育事業等は市町村の認可事業として位置づけられており、設備及び運営に関する基準については、改正児童福祉法第３４条の１６第１項の規定により、市町村が条例で定めることとされております。

それでは、条例の概要について御説明をさせていただきます。

議案参考資料をごらんください。

本条例は、国の基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める基準を勘案し、一部を除き、国の基準に合わせた内容としております。国の基準と異なる部分については、後ほど説明をさせていただきます。

まず、（１）です。運営上の一般原則について第５条に規定しております。

次に、（２）です。家庭的保育事業等の設備基準及び職員に関する基準について、アからカに掲げる事業区分ごとに第２２条から第４８条までに規定しております。

ここで国基準と異なる部分について御説明させていただきます。

条文の４３条第２号をごらんください。ページが表示をされておりませんので恐縮でございますが、条文の４３条第２号ごらんください。事業所内保育事業所の設備基準について規定しておる部分でございます。

ここでは、乳児室とほふく室の面積基準を乳幼児１人につき３．３平方メートル以上と規定しております。しかし、国の基準では、乳児室については乳児１人につき１．６５平方メートルとされております。つまり、この部分については国の基準よりも厳しく設定しております。広島県が定める認可保育所の設備及び運営に関する基準において、乳児室の面積基準は乳幼児１人につき３．３平方メートル以上とされており、町内の認可保育所においてはこの基準に基づき運営していただいているところでございます。事業所内保育所は、設定した利用定員数に余裕がある場合には、一定の手続を踏んだ上で近隣地域住民にも御利用いただくことができますので、一般的な認可保育所と同様の面積基準に設定させていただいておるものでございます。

ちなみに、県内他市町におかれましても、府中町と同様な基準を設定されると聞き

及んでおります。

最後に、施行期日でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日としておりますが、現在のところ平成２７年４月１日が予定されております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　質問します。この２つの条例でやっぱりいいなと思うのは、今最後に部長のほうから説明がありました事業所内の保育ですね。特に、聞きたいと思ったのは、乳児の場合は３．３、２歳以上の場合は１．９８とかというスペースの基準のことなんですが、１つはたしか何年か前に日本全体として保育所へ入りたいけども入れない、いわゆる待機児がたくさん出たということで、一時期厚生労働省のほうが緩和をすると、スペースの問題及び保育士の数ですね、ことをやりましたが、その際に府中町はどういうふうな態度をとったのか、そして現在どうなのか。例えば、緩和措置をとったのであれば、どこまで緩和措置をとった、そして現在どうなってるかということについての質問が１つ。

もう一つは、現在認定こども園のチェリーゴードさんがやられてるものを入れて６カ所あるわけですが、保育所が、全体で保育所に入所してる子供の数、何人今保育所に入ってるかという以上２点について質問します。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、１点目の何年か前に厚生労働省がという話なんですけれども、平成２４年から、国の最低基準は今話しした１．６５というのはまだ残っているんですけれども、各県、都道府県、政令指定都市の広島市においては広島市で基準をつくられたんですけれども、平成２４年から広島県独自の基準をつくるようにということで、平成２４年度より府中町では広島県の基準に沿ってやっております。そのときに、広島県が基準をつくるに当たって緩和するではなくて、乳児室っていうのは寝ている赤ちゃ

んが１．６５、ほふく室、はいはいをし出したら３．３平米っていうのが国の基準なんですけれども、一旦ゼロ歳で１．６５で入っても、結局はいはいをし出したら３．３平米要るのだったら、最初から３．３平米として入れていたほうが、入った子供たちが出るわけにはいかないので、それで１．６５をなしにしてもう県のほうで３．３平米以上という基準を平成２４年に制定されました。当町においてもそれに沿ってやっておりますので、町内の認可保育所におきましては、その基準どおりで今入所していただいているのが現状でございます。

現在どれぐらい保育所に入っているかということなんですけれども、９月１日現在なんですが、町内のつばめも含めた７園で１，０８４名入っているのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君）　質問でないんですが、要望なんですけども、この第４２号、４３号の議案に関して条例の文言の説明もよろしいんですが、厚生委員会でいただいた資料、これ後からいただいたんですが、Ａ４、１枚とＡ３、１枚のもの、これを厚生委員会のほかの議員の方にも配付していただければさらにわかりやすいんじゃないかと思うんで、いかがでしょうか。要望です。

○議長（中村　勤君）　それじゃあ、そのようにしてあげていただけますか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１２、第４３号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１２、第４３号議案、

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１３、第４４号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４４号議案　平成２６年９月１２日提出。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第６条（児童福祉法の一部改正）の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

詳細についての説明は、引き続いて福祉保健部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　第４４号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足して説明をさせていただきます。

この条例で言うところの放課後児童健全育成事業とは、府中町におきましては町内の各小学校において留守家庭児童会という名前で実施している事業でございまして、学校での授業終了後や長期休業期間などにおいて小学校児童に適切な遊びや生活の場

を与え、児童の健全な育成を図るための事業でございます。

平成２４年８月に子ども・子育て関連３法が成立し、児童福祉法の改正が行われました。改正児童福祉法第３４条の８の２第１項に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準については、市町村が条例で定めなければならないと規定されていることから、本条例を提案させていただくものでございます。

それでは、条例の概要について説明をさせていただきます。

議案参考資料をごらんください。

本条例は、国の基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を勘案し、国の基準に合わせた内容といたしております。

まず、（１）です。事業の目的について第５条に規定しております。

次に、（２）です。設備の基準について、第９条に規定しております。児童１人当たりの専用区画面積をおおむね１．６５平方メートル以上としております。

次に、（３）です。職員の基準について、第１０条に規定しております。ここで支援の単位とございますのは１クラスという意味ですが、１クラスに職員２名を配置し、うち１名は研修を終了した有資格者であることを求めております。また、１クラスの児童数はおおむね４０人以下としております。

次に、（４）（５）でございます。開所時間と開所日数について、第１８条に規定しております。学校での授業のない長期休業期間や休日には、１日につき８時間以上、授業のある日には３時間以上で、年間２５０日以上開所することを求めております。

施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日としております。現在のところ、平成２７年４月１日が予定されております。

次に、経過措置について御説明いたします。

まず、（１）設備の基準についての経過措置です。この条例施行の日の前日、つまり平成２７年３月３１日の時点で放課後児童健全育成事業を実施している事業所については、当分の間第９条第２項に定める児童１人当たりの面積基準を適用しないことができる旨の経過措置を規定しております。

（２）職員についての経過措置です。本則では、１クラスに配置される職員２名のうち１名は都道府県の行う研修を修了した者を配置することとされておりますが、条例施行前に必要な研修を終えることは困難であり、計画的に職員の資質向上を図って

いく必要があるため、５年間の経過措置を設けております。この経過措置は、国基準と同様の規定となっております。

（３）支援の単位に関する経過措置についても（１）と同様に、条例施行日の前日現在放課後児童健全育成事業を実施している事業所については、当分の間第１０条第４項に定める１クラスの人数基準を適用しないことができる旨の経過措置を規定しております。

最後に、府中町で実施しております留守家庭児童会の現状と今後の対応について御説明させていただきます。

この条例の本則では、児童１人当たりの面積基準はおおむね１．６５平方メートル以上、１クラスの人数はおおむね４０人以下と定めておりますが、いずれもおおむねという言葉が添えられております。このおおむねの考え方でございますが、他の児童福祉施設等に設定される基準を運用する際の考え方を勘案し、基準数値の２０％増減の範囲内であれば、おおむね適合しているという取り扱いができるものと考えております。つまり、児童１人当たりの面積基準で言えば、１．３８平方メートル以上であり、１クラスの人数は４７人以下であれば、おおむねの範囲に入ることとなります。

これを府中町の留守家庭児童会の実態に照らしてみますと、面積基準では中央小学校の２クラスが基準を満たしておらず、人数の基準では中央小学校の１クラスと東小学校が基準を満たしておりません。これらの基準に関しては、当分の間本則の適用を猶予する旨の経過措置を設けましたので、現在の利用児童に対して退会を求めることはございません。しかしながら、良質なサービスを提供するための基準に近づけていく必要はございます。府中町の留守家庭児童会は、いずれの小学校でも学校敷地内に設置されております。まずは、本来の学校教育に支障が生じない範囲で新たな場所の確保策などについて、教育委員会と今後協議を行ってまいります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ありますか。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　済みません。第１０条の３ですね、（１）（２）ってあるんですが、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、これがないといけないんでしょうかね。例えば、体育の先生とかそういったもん、子供があと逆上がりと

かいろいろやるじゃないですか。それでも私はいいんじゃないかと思うんですけど、その点が１点と、あと放課後の教育いうことで報酬等はどのようになっとるんか。その２点をちょっとお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山西仁子君）　教員もいいということにはなっておりますので、教職を持たれてる方というのも資格の一つというふうに考えております。資格については以上でございます。

○議長（中村　勤君）　社会教育課長。

○社会教育課長（池口豊記君）　嘱託員の方には、嘱託員報酬ということで指導員の先生方には報酬をお支払いし、また臨時の指導員の方にもいわゆる賃金いうことで報酬のほうを出させていただいております。

以上です。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

４番益田議員。

○４番（益田芳子君）　第５条の５ですかね、非常災害対策。以前にも一般質問等で留守家庭児童会の災害に対するマニュアル等できておるのか、またそういった訓練ができてるのかっていう質問をいたしましたけども、その後の経緯を少し教えていただきたいと思います。

それと、最後に言われましたキャパの問題ですけども、このキャパのことについて、一番肝心なところが消えてるのではないかなと私は思います。といいますのは、やはり保護者の方は今低学年、３年生までお願いをして受け入れていただいておりますけども、保護者の方からは６年生までお願いしたいという要望がたくさん来ております。このキャパの問題が解消しない限りは、この人数的な枠がふえないと思います。その辺をお考えをもう少し聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中村　勤君）　答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（池口豊記君）　まず、避難訓練等の防災のマニュアル関係なんですが、マニュアルのほうは現在作成中でありまして、このマニュアル作成が完成次第、火災

訓練等を行ってまいりたいと考えます。

それと、２番目の御質問で、今留守家庭児童会は小学校３年生までを受け入れしております。小学校６年生までをどうするのかという御質問なんですが、現在留守家庭児童会のほうで受け入れ可能な人数は４５０人程度と、現在４４１名の在籍があります。余裕教室もなかなか見込めない状況でして、当面はやはり小学校の低学年のみでほぼ定員を満たすことになろうかと考えております。法の趣旨である小学生全学年を対象とすることになっておりますが、教育委員会としては今後大規模な施設が確保される、もしくは著しく入会者が減らない限り、この全ての学年の受け入れは困難と考えており、当面現状での受け入れ事業継続を考えております。

以上です。

○議長（中村　勤君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　保護者の方を対象にニーズ調査させていただいております。益田議員御指摘のとおり、高学年までの留守家庭の希望っていうのは確かにございます。しかし、その中身を分析してみますと、平日の授業終了後というよりも、長期休業期間中の御要望が大変強いように考えております。夕方４時から６時までであれば、高学年になれば１人で留守番もできるだろう。だけども、夏休みの朝８時から夕方６時まで子供１人にさせておくのは、安全上の問題以上にちゃんと勉強してくれるんかいなというようなところも含めて親御さんの不安、あると思います。

そういうことを考えますと、今後考えていかなければいけないのは、長期休業期間中の子供の居場所づくりという考え方からすれば、児童センターでございますとか公民館のお力も借りながら、子供の居場所づくり、特に長期休業期間中の子供の居場所づくりというところで考えていかなければならない、そういうところにちょっと力を注いでいきたいというふうに考えております。

○議長（中村　勤君）　質疑、ほかにありますか。

１０番慶徳議員。

○１０番（慶徳宏昭君）　済みません。説明にもあったわけですが、法律ができて、子ども・子育て云々と法律の改正もあって、府中町もこの議案を含めて３つの条例を出すという羽目になったわけですよ。この議案で言うと、経過措置もあるように大変苦しい、面積あたりも基準に達してないところがあるという説明で、そのために経過措置をとられたと思うんですが、いずれはこの基準に当てはまるようなものをつくって

いかないけないということになれば、やっぱり財政負担も出てくるわけで、これはやっぱり国がつくったんだから、国から金をもらわにゃいけんですよ。いつも国は半分ほど金やるけやれとかいっていきよきゃ、国金がないなったけ３分の１にしてくれとか、こう言うてくるわけですよ。ここらをしっかり国もないにゃ府中町もないんですから、あんたらがつくった法律ならあんたら面倒見てくれと強い姿勢が私は必要だと思います。質問ではございません。

○議長（中村　勤君）　要望でよろしいですかね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１３、第４４号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１３、第４４号議案、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１４、第４５号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４５号議案　平成２６年９月１２日提出。

安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第２項の規定により、安芸地区衛生施設管理組合規約を次のとおり変更することについて、構成団体と協議のため、

議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、安芸地区衛生施設管理組合の事務所が所在する地番の変更に伴い、組合規約の一部を改正をするという内容のものでございます。

詳細については、生活環境部長が説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君）　第４５号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について、補足して説明をさせていただきます。

今回の規約変更は、安芸地区衛生施設管理組合の事務所の所在地番の変更を行うものでございます。この所在地番の変更につきましては、広島法務局において山地番、耕地番の重複地番解消作業の実施に伴い、所在地番が変更されるもので、地番変更の方法といたしましては、山地番の数値に２万を加算する方法により実施されるものでございます。

当該安芸地区衛生施設管理組合の場合、規約第４条中現行の事務所の位置は安芸郡坂町１３２２番地の１１で、改正後は安芸郡坂町２１３２２番地の１１となります。

また、附則として、この規約は平成２６年１０月１日から施行するを加えるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１４、第４５号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１４、第４５号議案、安芸地区衛生施設管理組合規約の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１５、第４６号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４６号議案　平成２６年９月１２日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

府中町長　和多利義之

提案理由でございますが、建築基準法第４２条第１項第５号の規定する特定行政庁から位置の指定を受けた道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理をする必要があるためでございます。

詳細についての説明は、建設部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（河中健治君）　第４６号議案、町道路線の認定について、補足して御説明いたします。

路線名は浜田本町８号線で、起点は浜田本町、終点浜田本町でございます。

次のページの位置図をごらんください。

赤色で着色しています箇所が浜田本町８号線です。県道府中海田線に接続する道路で、安芸府中郵便局の西側になります。この道路は、建築基準法第４２条第１項第５号の位置指定道路として特定行政庁である広島県西部建設事務所から平成２６年

４月１５日に指定を受けたもので、道路延長が２３．３１メートル、幅員は５．０１メートルから８．０２メートル、転回場所が１カ所、地積は１４２平方メートルでございます。

当該道路は、町道編入基準第２項第４号で規定する行きどまりの道路であっても幅員が４メートル以上で、建築基準法第４２条第１項第５号の道路位置指定基準に適合し、角地以外の建築物の戸数が４戸以上、建築物の所有者が２名以上の条件についても、角地以外の建築物が４戸あり、建築物所有者も３名おられ、町道認定基準を満たしているものでございます。

また、当該道路用地は土地所有者から寄附申し込みにより用地を取得しており、沿線住民の公共性の高い生活道路として町において維持管理する必要がありますので、町道の認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑のある方。

３番繁政議員。

○３番（繁政秀子君）　聞きなれない言葉を言うてもろて、何、特定行政庁からの位置指定があってというのがあって、それを見やすく言うと、西部建設事務所から、県のね、指定を受けたというんですが、こういう道路が今まで何カ所かありましたか。こういうところから、西部建設事務所のほうから指定をされて、こういうふうにここを町道に認定しなさいというような道路が今まで何カ所かあったか、あればそれをちょっと何カ所、どことどこというのがわかれば言ってください。

○議長（中村　勤君）　答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼監理課長（和田敏信君）　繁政議員の御質問ですが、道路位置指定、これにつきましてのこれまでの道路認定、町道認定につきましては、ちょっと箇所数までは今手元にないんですけども、かなりの件数はございます。数カ所以上ございます。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　ほかに。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　これ、前回もちょっと鶴江のほうでありましたよね。私どもの

ほうもベルシャトーの横とか府南ハイツの入り口のほうも、やっぱり同じようなんがあるんですよね。これ、どんどん、どんどんとっていけばいいと思うんですけど、例えば個人が持っとって抵当権設定して、それが何軒かあるためにトラブルが起きること結構あるんですね、こういう道路は。私はあちこちいろいろあるもんで、町のほうでＰＲされて、町のほうに寄附をしたらどうかという一つ宣伝みたいなものをしてはどうかと思うんですが、そこら辺についてお伺いします。

○議長（中村　勤君）　答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼監理課長（和田敏信君）　西議員の御質問ですけども、ＰＲといいますか、認定基準ということで条例のほうにも載せてございますんで、そういった御要望があれば窓口等で対応させていただいて、丁寧に説明をさせていただいて、要件が具備されれば、それは指導なりさせていただいて認定させていただくというような運びになろうと思いますので、以上でございます。

○議長（中村　勤君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　なければ、お諮りします。

日程第１５、第４６号議案、町道路線の認定について、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１５、第４６号議案、町道路線の認定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　日程第１６、第４７号議案、平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君）　第４７号議案　平成２６年９月１２日提出。

平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定について。

平成２５年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長　和多利義之

説明の補塡については、企画財政部長がさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村　勤君）　ただいま理事者の説明があったわけでございますが、この案件に関しましては、委員会付託前に本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きし、決算審査特別委員会委員、後ほど改めて指名いたしますが、本年度は奇数番でのメンバー構成となりますので、奇数番となる方の発言は遠慮していただきながら、偶数番議員の皆さんで決算審査特別委員会に対し、特に審査してもらいたい事項等の要望をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないようですので、そのように進めてまいります。

それでは、総括的な事項についての補足説明をお願いします。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第４７号議案、平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定についてを補足説明させていただきます。

別添の平成２５年度主要施策の成果に関する調書の１ページから２ページの主文に沿って決算の総括的説明をさせていただきます。

平成２５年度の政府予算は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成２４年度補正予算と一体的なものとして１５カ月予算として編成する一方、財政健全化目標を見据えた中で補正予算と同様に、復興、防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化に重点配分されたものでした。

復興、防災対策では、東日本大震災からの復興の加速化、また防災、減災等に係るインフラの長寿命化や生活空間の安全確保が実施され、成長による富の創出では、民

間投資の喚起による成長力の強化や中小企業、小規模事業者への支援等が行われました。暮らしの安心、地域活性化では、安心できる医療、子育て、教育体制や農林水産業の体質強化のための基盤整備等が推進されました。そのほか歳出分野において、国家公務員の給与減額支給措置や生活保護に係る生活扶助基準の見直し等が図られました。景気回復の実感は、いまだに国民の間に十分には浸透していないものの、国の各種施策の効果により、日本経済は着実に上向いております。

こうした中、平成２６年度の消費税等の引き上げの際の駆け込み需要とその反動減を緩和し、さらなる経済成長力の底上げのため、平成２６年２月には好循環実現のための経済対策と銘打った補正予算が編成されました。当町においては、国の政策を注視するとともに、予算に上げたまちづくりへの取り組みを着実に実施し、適正な事業執行に努めました。

平成２５年度における当町の一般会計決算につきましては、歳入面では前年度と比較し、個人町民税が２，６９２万１，０００円、固定資産税が１，７２８万４，０００円の減収となりましたが、たばこ税が４，９４７万１，０００円、法人町民税が４，３２５万７，０００円の増収となったため、町税全体では６，１１０万６，０００円増加の６６億６，２４８万９，０００円となりました。

また、町債では、借換債の増加が要因となり、２億８，８２２万３，０００円増加の２３億１，７４０万円、さらに国庫支出金では、創設された地域の元気臨時交付金が増加要因となり、１億９２２万２，０００円増加の１８億９，３１１万６，０００円となっております。

一方、繰入金が２億４，７００万７，０００円減少の２億６，０１３万円であったことなど、減収となった科目もありましたが、歳入総額では３億４，２２０万円増加の１４５億７，４３０万２，０００円となっております。

歳出面では、投資的事業は実施計画に基づく予算の重点化により、向洋駅周辺土地区画整理事業を引き続き実施するとともに、学校施設耐震化事業では府中小学校を完了し、府中南小学校と府中中央小学校に着手しました。また、補助街路整備事業や公共下水道事業などの都市基盤整備を促進しました。

経常的事業では、児童虐待未然防止の強化や人権、男女共同参画社会の推進、安心・安全のまちづくりのための災害対策の取り組みのほか、健康づくり、体力づくりを目的とした第２次府中町健康増進計画、食育推進計画の策定など、住民福祉の向上

に努めました。さらに、平成２６年度からの福祉事務所開設に備え、諸準備を行っております。

歳出総額は、前年度と比較し、３億９，８４６万１，０００円増加の１４５億４，２９２万５，０００円となっております。

こうした結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は３，１３７万７，０００円となりました。

また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源１，８８６万２，０００円を差し引いた実質収支は、１，２５１万５，０００円の黒字となりました。

なお、事業執行に必要な一般財源のうち不足する財源は、財政調整積立基金２億１，０００万円の取り崩しにより確保しましたので、年度末の当該基金残高は１０億４，２３７万円に減少しております。

それから、平成２５年度の主な財政指標ですが、財政力指数は前年度の０．８７９から０．８７０に下がりました。

実質公債費比率は、小学校施設耐震化事業に係る債務負担行為における公債費相当額の増加等により、１３．５％から１３．９％に上がりました。

経常収支比率は、町税の増加等に伴い、経常一般財源等が増加したため、９６．９％から９６．６％に下がりました。

一般会計の町債残高につきましては、臨時財政対策債の残高が７億２，４０７万７，０００円増加した影響により、全体では４億４，０５１万２，０００円増加し、１８９億５，５５１万８，０００円となっておりますが、普通債の残高につきましては２，９１８万４，０００円減少しております。

第４７号議案の補足説明としての平成２５年度決算の総括的な説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村　勤君）　続いて、平成２５年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の林議員がいらっしゃいますので、林議員、よろしくお願いいたします。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　それでは、平成２５年度決算に係る総括的意見ということで申し述べたいと思います。監査委員の林です。

平成２５年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況に係る審査についての参考意見ということですが、まず審査の結果について報告いたします。

なお、審査につきましては、府中町代表監査委員土井精二及び監査委員林淳の両名が実施いたしました。

それでは、お手元に配付しております平成２５年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の１ページをお開きください。これは皆さんのところに行ってるわけですが、これの１ページ、この青色の表紙、この次の１ページというふうに記してあるところをごらんいただきます。

地方地自法第２３３条第２項の規定に基づき審査に付された平成２５年度府中町各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、これらの係数は関係諸帳簿と照合した結果、全て正確で一致しており、予算の執行状況についても適正であると認められました。

次に、６０ページをお開きください。やはり青い紙のその次のページが６０ページになっております。基金運用状況の審査結果です。中段の第２、審査の結果をごらんください。

地方自治法第２４１条第５項に基づき審査に付された平成２５年度府中町基金運用状況に関する調書の係数は、関係諸帳簿と照合した結果、全て正確であり、その運用は設置目的に従い、確実かつ効率的に行われ、運用方法や手続も適正に行われているものと認められました。

以上が審査の結果でございます。

続きまして、参考意見ということでございますが、６１ページをお開きください。その次のページです。

審査経過及び結果を踏まえての意見ということでまとめておりますので、この部分を読み上げさせていただきます。

平成２５年度予算は、その前年の暮れに誕生した新政権により日本経済再生に向けた緊急経済対策が打ち出され、景気回復の期待が高まりつつある状況下であったものの、引き続き厳しい行財政運営が見込まれることを踏まえて、抜本行財政改革の断行、国や県の助成制度の活用、資産の運用、民間活力の誘導を図りながら、将来を見据えた行財政運営に努めることを念頭に編成されたものであり、その執行結果としての決算についての概要は、次のとおりである。

一般会計の決算額は、歳入１４５億７，４３０万２，０００円、歳出１４５億４，２９２万５，０００円で、歳入歳出差引額は３，１３７万７，０００円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源１，８８６万２，０００円を控除した実質収支額は１，２５１万５，０００円の黒字となっています。

歳入は、調定額１４７億９，０４８万２，０００円に対し、収入済額１４５億７，４３０万２，０００円、不納欠損額２，３９９万２，０００円、収入未済額１億９，２１８万８，０００円で、前年度と比べると不納欠損額は４７５万９，０００円（２４．７％）増加し、収入未済額は３，２４６万８，０００円（１４６．５％）減少しています。

なお、平成１９年度以降減少し続けていた町税収入額は、６６億６，２４８万９，０００円で、前年度と比べると６，１１０万６，０００円（０．９％）増加しています。

歳出は、予算現額１５６億３，３８２万５，０００円に対し、支出済額１４５億４，２９２万５，０００円、翌年度繰越額４億８，０７７万６，０００円、不用額６億１，０１２万４，０００円で、前年度と比べると不用額は８，９０８万７，０００円（１２．７％）減少しています。

また、特別会計５会計全体の決算額は、歳入１１１億６，７９８万円、歳出１１１億６，６８９万６，０００円で、歳入歳出差引額は１０８万４，０００円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源４万円を控除した実質収支額は１０４万４，０００円の黒字で、全ての特別会計において赤字決算は生じていません。

歳入は、調定額１１５億４，７２４万４，０００円に対し、収入済額１１１億６，７９８万円、不納欠損額３，８４２万１，０００円、収入未済額３億４，０８４万３，０００円で、前年度と比べると不納欠損額は６０万円（１．５％）増加し、収入未済額は２，１５２万８，０００円（５．９％）減少しています。

歳出は、予算現額１１５億３，１２５万２，０００円に対し、支出済額１１１億６，６８９万６，０００円、翌年度繰越額４，６３５万円、不用額３億１，８００万６，０００円で、前年度と比べると不用額は２億５，７６９万５，０００円（４４．８％）減少しています。

次に、財政指数では、指数が高いほど財源に余裕があるとされる財政力指数は０．８７で、前年度と比べて０．００９ポイント低下し、普通地方交付税交付団体と

なった平成２２年度以降、指数は減少傾向にあります。

また、比率が低いほど経常余剰財源が大きく、財政構造に弾力性があるとされる経常収支比率は９６．６％で、前年度と比べて０．３ポイント下回り、財政構造の弾力性は若干回復しているものの、依然として高い数値で推移しています。

こうした状況下における府中町の３大継続事業の進捗状況を見ますと、向洋駅周辺土地区画整理事業における画地整備面積は前年度末の２２．５％から２５．１％へ、下水道整備事業における人口普及率は８７．４１％から８７．７２％へ、学校施設耐震化事業における耐震化率は５０．０％から７１．９％になっており、実施計画に基づく予算の重点配分等により、主要事業は着実に実施されています。

しかし、その一方で事業実施に必要な財源を確保するため、財政調整積立基金２億１，０００万円の取り崩しを行い、基金残高は１０億４，２３７万円に減少しています。

以上ような状況を踏まえて、次の事項について引き続き積極的に取り組まれるよう要望します。

１、財源の確保について。町税を柱とする自主財源の確保は、安定的な行財政運営を継続する上で重要な要素である。これまでにも広報誌やホームページ等への有料広告の掲載、町有地の売却など、町税以外の自主財源の確保に努力されているが、今後とも効果的で継続性のある自主財源の確保に向け、一層の創意工夫に努められたい。

また、国や県の助成制度については、法改正や制度変更等の情報収集により依存財源を的確に把握し、その確保に努められたい。

２、収入未済額について。調定額に対する収入未済率は平成２０年度以降減少傾向にあるが、財源の確保と負担の公平性に直結する問題であることから、収入未済額の解消に向け、引き続き収納率の向上に努められたい。

また、収入未済額については、不納欠損処分も関係するところであるが、不納欠損処分については個々の状況を十分に調査し、可能な限りの収納努力を行った上で法に基づき適正に処理されたい。

３、不用額について。不用額は、予算編成見積もり時の制度の問題による場合や、予算執行時における経費の削減効果として生じる場合などが考えられるため、一概に是非を論じることは難しいものの、限られた財源を有効に活用するため、予算編成においては事業経費を一層精査するとともに、予算執行に当たっても全職員が常にコス

ト意識をもって経費の削減に努められたい。

終わりに、府中町第３次総合計画におけるまちづくりも総仕上げの段階を迎えており、本町の将来都市像である「ひとがきらめきまちが輝くオアシス都市あきふちゅう」の実現に向け、一層の努力を期待するものであるということでまとめております。

決算審査における監査委員の意見につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（中村　勤君）　以上でそれぞれの説明を終わります。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査をしてもらいたい事項等の要望がございましたら、お願いいたします。

８番西議員。

○８番（西　友幸君）　個人町民税が２，６９２万１，０００円と落ち込んどるんですが、これが消費が減ったのか、報酬等が減ったのか、そこら辺のことをよく聞いていただきたいと思います。

もう一点、もう二点ですね、固定資産税が１，７２８万円と下がってるんですが、これは地価の下落があるということかどうか、そこらの審査もお願いします。

そうしてもう一点、たばこ税が４，９４７万１，０００円。これは２２０円でちょっと換算したら、２２万４，８６８箱多く売れたというようなことになるんですが、もとが幾らで、これたばこ税が入るのはええことなんですが、未成年がたばこを吸っているのかどうか等もある思うんですよね。今の３点をちょっと要望しておきます。

○議長（中村　勤君）　１点目の最初の言葉がちょっと聞き取れにくかった。

○８番（西　友幸君）　要するに、町民税が下がっていますよね。いうのは、消費が落ち込んでいるのか、皆さん方の給与等の報酬が下がっているために落ち込んでいるのか、原因が何で落ち込んどるかということの確認です。

○議長（中村　勤君）　わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　ここでお諮りします。

第４７号議案、平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定については、慣例により、平成２５年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議ないようですので、そのように決定いたしました。よって、平成２５年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解をいただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えておきます。

（決算審査特別委員会設置）

次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申し合わせによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。昨年は偶数番の議員でしたので、今回は奇数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、府中町議会委員会条例第５条の規定により、１番小菅議員、３番繁政議員、５番山口議員、７番海渡議員、私９番中村勤、１１番山西議員、１３番力山議員、１５番加島議員、１７番梶川議員、以上の９名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしましたとおり、平成２５年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから平成２５年度決算審査特別委員会の正・副委員長の互選をしたいと思いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、第１委員会室にお集まりください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　しばらく休憩をいたします。

（休憩　午後　２時１３分）

（再開　午後　２時２７分）

○議長（中村　勤君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村　勤君）　ただいま平成２５年度決算審査特別委員会が開かれまして、委員長には１３番力山議員、副委員長には１５番加島議員が互選されました。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

１３番力山議員。

○１３番（力山　彰君）　皆さん、こんにちは。私が議員になって２回目の決算委員会ということで、ただいま第１回決算審特別委員会で委員長に選出されました。若輩者でどれだけ力があるかわかりませんけども、精いっぱい頑張りますので、皆様の御協力どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（中村　勤君）　ありがとうございました。続いて、副委員長、お願いいたします。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君）　副委員長を務めることになりました加島です。委員長を十分補佐しながら、有意義な決算審査ができるように皆さんと一緒になってひとつ頑張っていきたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中村　勤君）　ありがとうございました。大変御苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いをいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いいたしたいと思いますが、町長、よろしゅうございますか。

○町長（和多利義之君）　はい。

○議長（中村　勤君）　よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第４７号議案、平成２５年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。したがいまして、９月１８日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

平成２５年度決算審査特別委員会のため、９月１８日から９月２４日までの７日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。したがって、９月１８日から９月２４日までの７日間、休会とすることに決定をいたしました。決算審査特別委員会の

皆様には大変御苦労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、９月１６日午前９時３０分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村　勤君）　御異議なしと認めます。よって、本日は延会とし、９月１６日午前９時３０分から会議を開くことと決し、これをもって延会といたします。御苦労さまでした。

（延会　午後　２時３２分）